



☆ 令和2年度 事務局の地区担当者が変わります

令和2年 4月 28日 発行

中村 由香里	井手 弘子	松本 直樹	馬場 裕道	前田 愛子
地 区 名	地 区 名	地 区 名	地 区 名	地 区 名
潤	上町・上町中央・上新町	南 本 町	高 田 ・ 池 田	西 町 ・ 北 新 地 ・ 新 田
浦 志 ・ 泊 ・ 油 比	老 松 町 ・ 笹 山	篠 原 ・ 多 久 ・ 美 咲 が 丘	東 町 ・ 北 本 町	筒 井 町 ・ 荻 浦 ・ 弁 坂
怡 土	長 糸	三 坂 ・ 蔵 持 ・ 香 力	高 上 ・ 山 北 ・ 曾 根	加 布 里
周 船 寺	志 摩	有 田 ・ 有 田 中 央	二 丈	長 垂 以 東 の 西 区
元 岡	早 良 区 ・ 城 南 区	今 宿 ・ 北 崎	西 署 管 轄 外	

令和元年分の所得税・消費税の納付期限			未婚のひとり親 寡婦(夫)控除の見直し	
現金納付の方は所得税・消費税ともに4月16日でしたが振替納税制度のご利用者は 所得税は5月15日(金)・消費税は5月19日(火)に引落しです。収入の大幅な減少や、資金繰りの悪化により国税を納付期限までに納められない方には税務署に申請を行うことにより、要件を満たす場合に最大で1年間の納付の猶予や分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。お早めに所轄の税務署の徴収部門にお電話にてご相談下さい。西福岡署 092-843-6211 福岡署 092-771-1151			寡婦に寡夫と同じく所得制限500万円が設けられます 未婚の寡婦や未婚の寡夫にも総所得48万円以下の同一生計の子がいれば35万円の控除です。 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」がある場合対象外	
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ			★ 記帳代行募集中 ★	
① 売上は縮小する中、家賃等の固定費は変わらず負担に ② 売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい ③ 従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いが大変 ④ 税金や保険料の支払いが負担になっている ⑤ デリバリーや弁当販売を開始し、集客を維持したい 経済産業省では、各種融資/給付金の相談に応じています。			貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。 後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼 するだけで青色申告特別控除65万円が適用 (費用はデータ量により)	
相談窓口は http://www.meti.go.jp/covid-19/			☆ 無料相談会のご案内 ☆	
九州経済産業局 産業部中小企業課 092-482-5447 日本政策公庫 福岡西支店 092-712-4381 福岡商工会議所 092-441-1110 福岡県商工会連合会 092-622-7708 福岡県中小企業団体中央会 092-622-8780			弁護士と税理士による無料相談会を毎月 行なっております。 一人で悩まずに お気軽にご相談下さい。(☎ 予約制) 	
持続化給付金…事業全般に広く使える給付金 法人は200万円、個人は100万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)			『青色共済』+『傷害特約』 速やかな給付・大きな安心…病気と怪我の総合補償 共済会費…月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費 傷害特約…月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から 申込締切日 5月15日 補償開始日 6月1日	
売上減少分の計算方法 前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12月)			【決算・申告が間違っていたら】 提出された決算書・申告書に誤りを発見した時は ★ 税金が多くなる場合 …修正申告 ☆ 税金が少なくなる場合 …更正の請求 ◎ 青色申告会 事務局までご相談下さい ◎	
◆ 社会保険の保険料率 ◆				
会社と被保険者負担	令和2年3月分～	本人負担 (1/2)		
健康保険	10.320%	5.160%		
介護保険	1.790%	0.895%		
厚生年金	18.300%	9.150%		
全額会社負担	令和2年4月分～	本人負担		
子ども子育て拠出金	0.36%	0.000%		
◆ 令和2年度の雇用保険料率のお知らせ ◆			※ 注意 ※ 令和2年4月1日において 満64歳以上の雇用保険 被保険者も令和2年度分 から雇用保険料が免除に なりません。	
	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率	
一般の事業	0.30%	0.60%	0.90%	
建設の事業	0.40%	0.80%	1.20%	
農林水産の事業	0.40%	0.70%	1.10%	
青色旅行の催行延期について			会 員 募 集 中	
新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、感染防止の為 6月に予定しておりました会員旅行は令和3年に延期することとなりました。			お近く又はお知り合いの方でご商売や農業、 不動産経営をされてある方を是非ご紹介下さい。	

青色にゅ～す

NO. 02-02

令和2年6月9日 発行

糸島市前原中央3-15-32

一般社団法人 西福岡青色申告会

☎ 092-322-2595

新型コロナウイルス感染拡大の危険性がまだ治まっていない状況において集合方式の講習会は控えなければなりません、下記の源泉指導会は納期があり順延する事が出来ません。

6月分までの給与等の金額が確定している事業所は7月1日以前でも受付けます。

マスク着用・手洗消毒等、細心の注意をはらいながら行いたいと思います。

★ 源泉税の納期特例者の為の集合方式による指導会 ★

1月から6月までの給料・報酬にかかる半年分の源泉税納付期限は7月10日(金)です。

年に一度の納付ではいけません！税額が[0]でも0報告書の提出が必要です。

日 時 : 7月1日(水)～7月10日(金) 午前9時半～午後4時まで。

10日(金)は・・・金融機関が3時迄ですのでご注意ください。

場 所 : (一社)西福岡青色申告会 二階 大会議室

持参する物 : 筆記具 (ペン・鉛筆・消しゴム)、電卓又はソロバン 印鑑は不要です

1人別源泉徴収簿、源泉の納付書 (昨年税務署より郵送)

*** 事務局に依頼される方はお早めに資料の提出をお願いします！**

7月13日以降の指導は、一律550円 指導チェック料を頂きますのでご注意下さい

★ 複式簿記講習会のお知らせ ★ 8月(初級) → 9月(中級)

① 8月20日(木) 午後1時半～午後3時半まで 青色会館 2階会議室にて

② 8月21日(金) 午後1時半～午後3時半まで 同 上

*二日間通して簿記の仕組みを一から勉強しましょう！

*会 費：1,500円 (教材費込み) 申し込みは 8月17日(月)までに

(尚、2名以下の場合、中止します)

① 9月17日(木) 午後1時半～午後3時半まで 青色会館 2階会議室にて

② 9月18日(金) 午後1時半～午後3時半まで 同 上

(内容等につきましては8月と別です) 申し込みは 9月14日(月)まで

無 料 税 務 相 談 会 6月29日、7月30日、8月28日、9月29日

無 料 法 律 相 談 会 6月11日、7月15日、8月25日、9月24日

取り扱い★ 事業者が申請して支給される持続化給付金や協力金等は『雑収入』計上です。

☆ 個人一人一人に支給される特別給付金は事業用通帳入金なら『事業主借』計上です。

所得税の減額申請期日は、7月15日(水)までに税務署必着です！

7月20日(月) 一般会費 R2年 後期分9,000円が貴殿口座より引落としされます